

手話言語法ニュース

2024年 4 月 25 日 NO.78

事務局：一般財団法人全日本ろうあ連盟 〒162-0801 新宿区山吹町130 SKビル8F

TEL：03-3268-8847/FAX：03-3267-3445

手話言語法制定推進運動本部：委員長 石野富志三郎 事務局長 久松三二

普及啓発・広報グループ：中西久美子・河原雅浩・大杉豊・間船博・佐藤英治

条例・ネットワーク支援グループ：大竹浩司・久松三二・田門 浩・渡部芳博・橋本博行

ろう乳幼児等支援グループ：石橋大吾・山根昭治・河原雅浩（兼）・吉野幸代

↓解説動画↓



障害者権利条約～国連勧告から手話言語法へ～

③ 勧告の内容について

最終回となった「障害者権利条約～国連勧告から手話言語法へ～」。今回は、スイス・ジュネーブでの国連と日本の建設的対話に日本障害フォーラム（JDF）の一員として中西委員と共に派遣された嶋本恭規連盟国際委員会委員長にお伺いしました。

障害者権利条約は、2006年12月13日に国連総会において採択され、2008年5月3日に発効しました。日本は2007年9月28日に、高村正彦外務大臣（当時）がこの条約に署名し、2014年1月20日に批准書を寄託。同年2月19日に同条約は日本に於いて効力を開始しました。コロナ禍によるパンデミックもあり、8年後の2022年8月に第27会期中に建設的対話を実施し、勧告である総括所見が9月2日に採択されました。

日本国は1956年に、国際連合に80番目に加盟しました。加盟国は国連に於いて決定、制定したものは遵守する義務があります。また日本国憲法第98条2項は「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」とあります。このことから「少なくとも法律に優位」となります。

これらを踏まえて総括所見の内容について述べたいと思います。

まず、21条表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会のところで、総括所見では、「日本手話言語を国レベルの公用語として法律で認め、生活のあらゆる場面で手話言語へのアクセスとその使用を促進し、有能な手話言語通訳者を訓練し確実に利用できるようにすること」と述べられています。

現状では市町村において派遣される通訳者の資格や派遣条件等が明確になっておらず地域格差が大きい状況です。また、税運営のため派遣内容に制限があり、娯楽に関してはほぼ派遣が認められていません。しかし、人として生きるためには娯楽も重要です。何より娯楽は、社会におけるコミュニティの大きな窓口です。役所や病院における通訳でもお互いに意思疎通を図りますが、娯楽の場では、同じ趣味や目的を持った人々が集うため、きこえない人の持つ情報や技術等に対し、周りの人も通訳を通じて興味や関心が湧く等、さらにコミュニケーションが生じていきます。このような生活の豊かさへの波及効果も考えていく必要があります。

次に、24条教育の総括所見では「分離された特別教育を終わらせること」とあります。インクルーシブ教育、障害児が自分たちの住む地域にある学校へ通えるよう学

校を整備していく事を目的とした内容となっています。それは社会モデルとしての方向性は間違っていない。しかし、ろう児の場合はどうでしょうか。お互いに同じ言語を獲得していなければコミュニケーションは成り立ちません。音声を聞き取ることは困難であり、口話でも意思疎通が充分ではありません。もっとも有効なのは手話言語です。

ろう児たちが学ぶ場所は、地域の学校だけで大丈夫でしょうか。学校は学ぶだけの場所ではありません。コミュニティカを伸ばす場でもあります。ろう学校を廃止するのではなく、生かす方法を模索しなければなりません。

2022年9月に採択された総括所見を武器に、国内法を熟成させ整備していかなければなりません。日本国は障害者権利条約批准国であり、先に述べた憲法第98条2項があります。例えば現在訴訟中の旧優生保護法裁判は明らかな憲法違反です。しっかり守り実施していくよう、JDFと共にモニタリング、アップデートしていきたいと思えます。共に頑張りましょう！

（嶋本恭規 全日本ろうあ連盟国際委員会委員長）



停電!あの蛍は・・・

No.10 當 芳枝



「手話を広める知事の会・手話言語フォーラム」開催

2023年11月15日(水)、新霞が関ビル・灘尾ホールで、全都道府県の知事が会員である「手話を広める知事の会」総会と「手話言語フォーラム」を開催しました。

全国の行政関係者、加盟団体会員・手話関係者等、併せて120名の皆様に会場にお集まりいただきました。

この日は2025東京デフリンピック開催のちょうど2年前にあたるため、小池百合子東京都知事よりビデオメッセージをいただいたほか、映画「みんなのデフリンピック」を自治体の皆様に鑑賞いただきました。

映画鑑賞後、久松三二デフリンピック運営委員会運営委員長よりデフリンピック応援の願いを自治体の皆様に発表しました。

手話を広める知事の会会長 平井伸治様より「鳥取手話言語条例制定より10年 新たな手話言語の時代へ」というテーマで基調報告をいただきました。

パネルディスカッションでは、「手話言語条例による地域活性化から手話言語法制定・デフリンピック成功を目指して」と題し、全日本ろうあ連盟理事長の石野富志三郎より、直近の手話言語法の取り組みについて、また手話言語の国際イベント等、「条例が地域に広まったからこそ出来ていること」に対して当事者の立場から発言しました。また、鳥取県と並び、早い時期から手話言語条例を議員提案で制定されてこられた、神奈川県との取り組みと特に「手話言語獲得」のために「手話推進計画」で力を入れていらっしゃる点について、行政のお立場から神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課長・笠井熱史氏よりご発言いただきました。最後に、いち早くデフリンピックホストタウンの取り組みに着手された経緯と併せ、三芳町手話言語条例の取り組みと、共生社会の構築への寄与について、三芳町町長・林伊左雄氏よりご発言いただきました。

鳥取県福祉保健部長兼ささえあい福祉局長 中西貞治氏と鳥取県聴覚障害者協会理事長 下垣章須氏より、ろう者のための国際的なスポーツ大会であるデフリンピック

が2025年に日本で開催されることを踏まえ、日本が一つとなってデフリンピックを盛り上げることで、手話の施策を推進する法律の制定と2025東京デフリンピックの成功を目指していくとの宣言を行いました。



(知事の会記念撮影)

こんなところに手話言語

2024年1月1日午後4時10分に発生した、震度7の能登半島地震。大津波警報が発令される中、直後の緊急ニュースでは、アナウンサーが強い口調で「今すぐ逃げること！」等と叫んだことが話題となりました。

NHKや神戸のサンテレビの緊急ニュースの画面では、事前に収録された映像を用いることで、早期の段階から手話言語で「津波」や「逃げて」と伝えていました。

一方、NHK Eテレで予定されていた午後6時55分からの手話ニュースが1月1日には放送されませんでした。このことに対し、全日本ろうあ連盟は緊急に日本放送協会に要望を提出しました。



条例成立情報

福島県檜葉町

2023年9月14日「檜葉町手話言語条例」が成立しました。2023年9月15日施行です。



東京都世田谷区

2023年12月7日「世田谷区手話言語条例」が成立しました。2024年4月1日施行です。



奈良県上牧町

2023年12月12日「上牧町手話言語条例」が成立しました。同日施行です。



岡山県西粟倉村

2023年12月6日「西粟倉村手話言語条例」が成立しました。2024年1月1日施行です。



石川県津幡町

2023年12月11日「津幡町手話言語条例」が成立しました。2024年4月1日施行です。



岡山県勝央町

2023年12月13日「勝央町手話言語条例」が成立しました。2023年12月15日施行です。



茨城県行方市

2023年12月19日「行方市手話言語の普及に関する条例」が成立しました。2023年12月21日施行です。



岡山県奈義町

2024年3月5日「奈義町手話言語条例」が成立しました。同日施行です。



島根県津和野町

2024年3月13日「津和野町手話言語条例」が成立しました。2024年4月1日施行です。



大阪府箕面市

2023年12月20日「箕面市手話言語条例」が成立しました。2024年1月1日施行です。



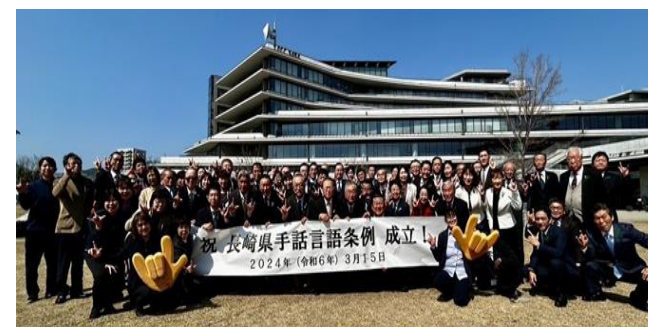
島根県吉賀町

2024年3月12日「吉賀町手話言語条例」が成立しました。同日施行です。



長崎県

2024年3月15日「長崎県手話言語条例」が成立しました。2024年4月1日施行です。



続々と条例が制定されています。

今号で載せきれなかった分は

次号で掲載します!